

第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事業に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

第1期計画では、小峰城跡本丸・二之丸石垣修復事業や小峰城道場門遺構整備事業、丹羽長重廟周辺整備事業など、旧城下町地区の史跡や歴史的遺産が整備された。また、東日本大震災の影響により取り壊しが懸念されていた旧奥州街道沿いの歴史的建造物を、歴史的風致形成建造物に指定し保全することができた。さらに、道路の美装化や無電柱化、建造物の修景事業により、良好な町並み景観に対する市民の意識向上が図られた。

第2期計画では、本市を代表する歴史的風致維持向上施設の保存・活用や所有者の高齢化などにより維持管理が困難となる歴史的建造物等の保全に資する事業を重点的に取り組むとともに、整備を行った施設の積極的な公開と活用を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の管理は、施設の所有者や関係課等と十分な協議・調整を行い、引き続き適切な維持管理に努める。また、地域住民や関係団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じ所有者に対し指導、助言を行うものとする。

上記方針に基づき、本市計画期間内に実施する事業は次のとおりである。

(1) 歴史的まちなみ景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 1 歴史的まちなみ修景事業
- 2 歴史的風致形成建造物保存修景事業
- 3 市道城山線整備事業
- 4 無電柱化調査事業
- 5 景観学習事業
- 6 リノベーションまちづくり推進事業
- 18 勧工場跡地と旧脇本陣蔵座敷の空間整備事業
- 19 よみがえれ！歴史的建造物活用事業

(2) 文化財の保存・活用に関する事業

- 7 小峰城史跡整備事業
- 8 旧小峰城太鼓櫓等整備事業
- 9 小峰城清水門復元整備事業
- 10 南湖公園史跡整備事業

(3) 伝統産業や祭礼行事の継承に関する事業

- 11 無形民俗文化財等記録作成事業
- 12 無形民俗文化財等支援事業
- 13 伝統的技術伝承事業
- 20 地域伝統行事保存事業

(4) 歴史的風致の情報発信及び郷土愛の醸成に関する事業

- 14 白河の歴史・文化再発見事業
- 15 ぐるり白河文化遺産めぐり事業
- 16 しらかわ検定事業
- 17 白河かるた普及事業

事業の位置図

